

定 款

Y K T 株 式 会 社

第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、YKT株式会社と称する。
2. 当社の英文社名は、YKT CORPORATIONと称する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 工作機械、測定機器ならびに工具輸出入販売、製造および修理
 2. 工作機械、測定機器ならびにコンピューターのソフトウェアの開発、管理および販売
 3. 工作機械、測定機器の技術コンサルティング
 4. 半導体試験装置、半導体検査装置および半導体搬送装置を含む半導体製造装置の輸出入販売、製造および修理
 5. 不動産賃貸および管理
 6. 古物の売買業
 7. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当社は株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己株式の取得)

第 8 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第3章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

- 第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。
- 2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長のほか当社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

- 第25条 当社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事については法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第34条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事については法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の期末配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第40条 当社は、毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 利益配当金および中間配当金が、その支払を開始した日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 利益配当金および中間配当金には利息をつけない。